

令和7年度 豊田市立東保見小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

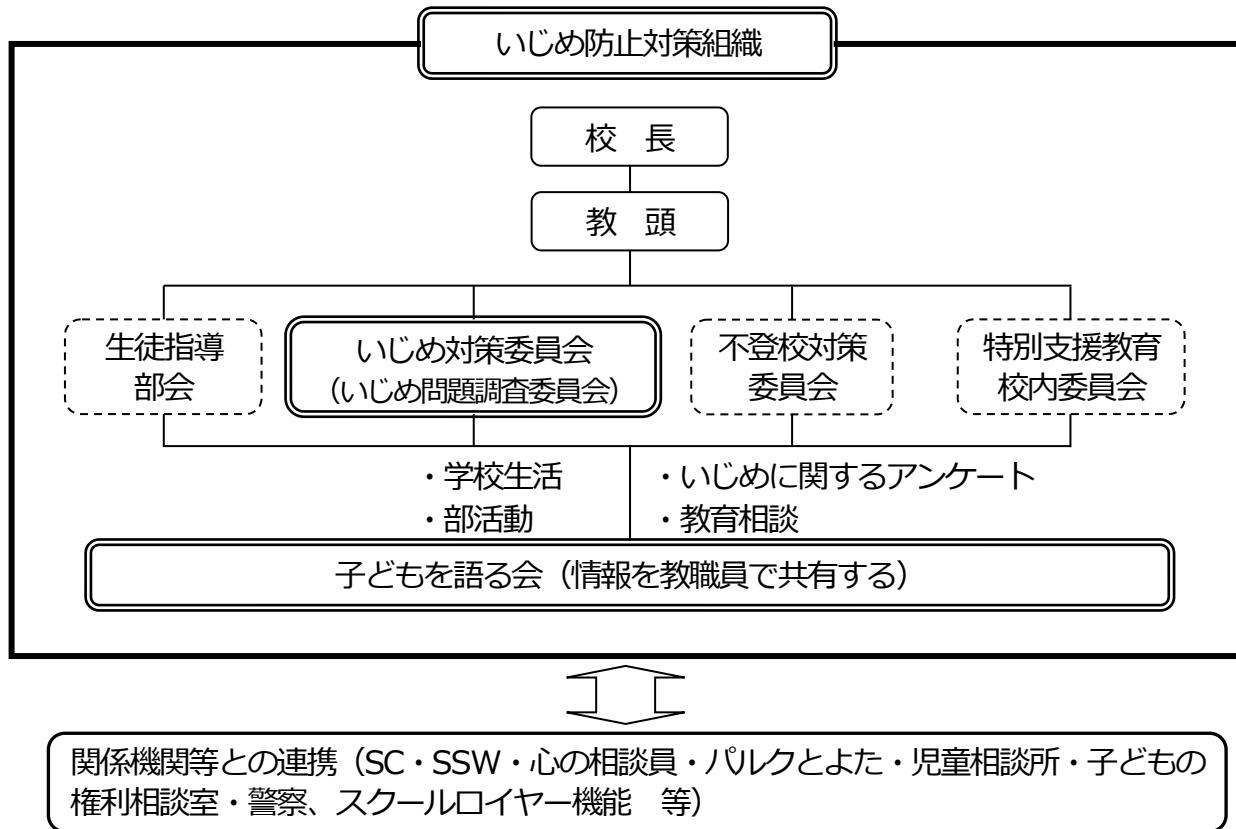
これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、下記の方策により児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

- ① 児童と児童、児童と教職員のふれあいに努める。
- ② 諸問題の早期発見に努め、校内指導体制（サポートチーム）と定期的な教育相談活動の充実を図る。
- ③ 「ひとりをみんなで」を合言葉に全教職員が協働し、あらゆる教育活動を通じて互いのよさを認め合い、他を思いやり、支え合おうとする心を育てる（ピア・サポート活動）。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、心の相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家を加える。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア いじめ防止の取組の年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・「いじめ防止基本方針」の作成とそれに基づく取組の実施及び進捗状況確認を行う。
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 年間計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画・実行
 - ・計画的に研修を企画・実行し、教職員の共通理解と意識啓発を図る。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の見直しと保護者、地域に対する情報発信
 - ・いじめアンケートや教育相談、学校評価の結果の集約、分析、改訂の検討を行い、常に実効性のあるいじめ防止基本方針の作成に努める。
 - ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われるいじめについては、直ちに学校から警察への相談・通報し、適切に連携を行う。
- ・いじめ解消の判断をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞

- 校長 教頭 教育相談コーディネーター 教務主任
- 校務主任 教育相談主任 生徒指導主任 学年主任 養護教諭
- スクールカウンセラー 心の相談員 スクールソーシャルワーカー 等

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- 主任児童委員 学校運営協議会委員 PTA代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。

- イ 毎月の職員会議後、「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」を開催し、日常の児

童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・授業づくりを進める。

イ 道徳科や学級活動・児童会活動、縦割り活動（異学年交流活動）を通して、思いやりのある集団づくりに努める。

ウ 教育相談活動の充実を図るとともに、地域との連携を深め、情報を収集する。

エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようとする。

オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

カ いじめ防止の標語作りに取り組むことで、児童一人一人がいじめを他人事にせず、自分たちの問題として考えられる機会を創出し、笑顔あふれる学校づくりを進める。

(2) いじめの早期発見の取組

ア お悩み相談アンケート（月に1回・第3金曜日・長期休み後 *ただし、教育相談を行う月は実施しない）や教育相談を定期的（6月、11月の年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりのために、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 教師は児童や保護者の声にしっかりと耳を傾けるとともに、真摯に受け止める。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

オ 朝・帰りの会を充実させるとともに、児童一人一人の心身の健康状態をしっかりと把握する。連続欠席4日間を「危険状態」と認識し、養護教諭が管理職、学級担任、学年主任に状況報告し、家庭への電話や家庭訪問で児童の状況を把握する。状況に応じて、周囲の児童や保護者、教職員等にも聴取するなどして連続欠席の原因や背景の把握に努める。

カ 養護教諭は保健室の通室数状況を確認し、必要に応じて学級担任に連絡し、連携して保健室通室の原因や背景の把握に努める。

キ 全教職員が児童に正面から向き合い、いじめのサインを見逃さない。

ク 相談室前に「ここにこにこボックス」を設置し、児童が相談用紙に相談相手と内容を記入して投函することにより、学級担任以外の教職員が児童の悩みを聞く機会を増やし、複数の目によるいじめ等の早期発見・早期対応に努める。

ケ 早期相談票を活用し、相談を受けた者が担任・担当に確実に報告し、いじめ防止対策委員会で全職員に周知する。その際5W1Hを明確にし、適切に記録しておき、情報共有の徹底を図る。

コ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃がしたり、抱え込んだりすることがないようにする。

サ 「先生聞いて」を活用し、平日・休日を問わず、児童がすぐに困りごとを相談で

きるようとする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、速やかに管理職へ報告をあげ「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するように心がけ、時系列で記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行うとともに、他人を傷つけてしまう背景をさぐり、改善を図る。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の相談員、豊田市のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) 重大事態が疑われる場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- (2) 事案に対し「いじめ早期相談票」を適切に教育委員会へ提出するとともに、重大事態が疑われる場合は、状況を教育委員会に報告する。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年に3回（7月、12月、

2月)、保護者への学校評価アンケートを11月に実施し、「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配付するとともにホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

＜参考資料 取組の年間計画＞

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○SCや心の相談員の児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（自分の体を知ろう） ○ピア・サポート活動（通年）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	○個別懇談会
5月	D		○縦割り活動「1年生を迎える会」（異学年交流活動）	○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	○「学校いじめ防止基本方針」HP掲載
6月	D ↓ C		○情報モラル指導	○教育相談週間 ○「教育相談アンケート」	○学校公開日
7月	C ↓ A	○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証・見直し	○いのちの授業	○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	
8月	A ↓ P	○現職研修①（ケーススタディ）			
9月	P ↓ D		○身体測定 ○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	○学校公開日 ○個別懇談会	
10月	D ↓ C		○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	○学校アドバイザーへの学校行事・授業の公開	
11月	C		○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート	
12月		○現職研修②（演習） ○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施	○人権週間（授業・校長講話・教師による読み聞かせ） ○いじめ防止の標語作り ○赤い羽根募金活動	○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	

		→検証・見直し		
1月	A	○保護者による「取組評価アンケート」の検証	○縦割り活動「6年生が考える最後の企画」(異学年交流活動)	○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日)
2月	P	○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施 →検証・見直し	○縦割り活動「6年生を送る会に向けて」(異学年交流活動)	○「教育相談アンケート」 ○個別懇談会
3月	へ	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○卒業式	○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日) ○学校運営協議会で「自己評価」の評価
通年		○校内のいじめに関する情報の収集(子どもを語る会) ○対応策の検討 ○いじめ対策委員会(毎月) ○伝達講習を定期的に開催(OJT)	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S C、心の相談員による相談 ○保健室通室数確認 ○こころにこにこボックス ○「お悩み相談アンケート」(第3金曜日実施) *ただし、教育相談を行う月は実施しない ○あいさつ運動 ○通学路見守り